

人権の花運動 ～「ひまわり」が 咲きました～



宇美小学校、原田小学校、井野小学校の3年生が育てた、人権の花「ひまわり」が大きな花を咲かせました！
こどもたちは、4月に人権擁護委員と一緒に種まきをしたあと、ひまわりの成長の観察をしながら、水やりや草取りなどのお世話を頑張りました。
太陽に向かって大きく育ったひまわりを見て、こどもたちは、笑顔いっぱいに「水やりを頑張ったよ！」、「大きくなったね！」などと話してくれました。
こどもたちは、人権の花「ひまわり」を育てることで、命の尊さを感じ、「助けあう心」や「思いやりをもつ心」を育んでくれたことと思います。



「人権の花」運動とは？

小学校の児童が協力し合いながら花を育てることで、「相手の立場を考え行動する心や思いやりの心を育てる」、「生命の尊さ、感謝の気持ちを体得する」という、人権尊重の意識を身につけてもらうことを目的として実施しています。人権擁護委員が主となり、こどもたちと一緒に種植えをしたり、人権擁護委員による「人権教室」も行っています。

社会教育課 社会教育係 ☎ 933-2600 FAX 933-2741

国民健康保険 後期高齢者医療 令和8年8月から 高額医療費制度が見直されます

高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

長期にわたり治療が必要な人のセーフティネット機能の強化

新たに年間の上限額が新設されました

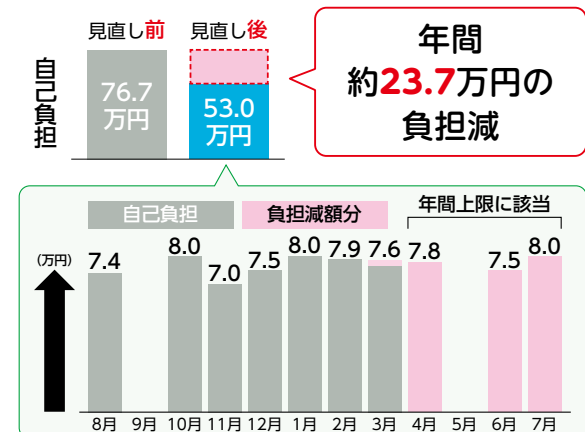
月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、保険者から還付を受けることができます。
※年間とは8月から翌年の7月までをさします。

年間上限額の新設により、
以下の人は医療費負担が軽くなる場合があります。

- これまで「**※多数回該当**」に該当しなかった人
- 見直しにより「**※多数回該当**」の対象から外れる人
- 現在、**毎月高額療養費**を利用している人
- 極めて**高額な医療**を受けた人

※多数回該当とは過去12か月間に1つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合をさします。

例：これまでの多数回該当に該当しなかった人
(区分ウ：年収約370万円～約770万円)の場合



高額療養費制度の上限額(令和8年8月から令和9年7月まで)

高額療養費制度の見直しは令和8年度と令和9年度の2段階にわけて実施します。

下の表は令和8年8月から令和9年7月までの内容です。令和9年8月以降の見直し内容は、厚生労働省ホームページをご確認ください。

厚生労働省ホームページ



適用区分		年収目安(※1)	入院+外来【月額上限】 (世帯ごと) (※多数回該当)	入院+外来【年間上限】 (世帯ごと)	外来 (個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円	270,300円+1% (140,100円)	1,680,000円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～約1,160万円	179,100円+1% (93,000円)	1,110,000円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～約770万円	85,800円+1% (44,400円)	530,000円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 (44,400円(※2))	530,000円(※3)	月額上限22,000円 (年間上限21.6万円)
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	36,900円 (24,600円)	290,000円	—
—	住民税 非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	25,700円 (24,600円)	290,000円	月額上限11,000円 (年間上限9.6万円)
—	住民税 非課税世帯Ⅰ	住民税非課税(年金収入約80 万円以下など)【70歳以上】	15,700円	180,000円	月額上限8,000円

※1 収入の種類によっては上記の区分とならない場合があります。

※2 年収約200万円未満の人は、令和9年8月以降、多数回該当の金額が引き下がります。(44,400円→35,400円)

※3 年収約200万円未満であることが確認できた人は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

国民健康保険 国保係、医療年金係 ☎ 934-2250 FAX 933-7512(代)